

特定非営利活動法人 みのお防犯防災の会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 みのお防犯防災の会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府箕面市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、箕面市民及び地域利用者に対して、地域安全パトロール、防犯・防災の啓発及び防犯環境の整備に関する事業を行い、犯罪や災害に強い、安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 地域安全活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域安全パトロール及び防犯・防災活動事業
 - ② 地域住民に対する安全・安心啓発及び情報の提供事業
 - ③ 地域住民、行政及び関係諸機関との連携による防犯ネットワーク構築事業
 - ④ 多文化共生を基盤とした外国人住民への防災支援事業
 - ⑤ 地域安全に関する調査研究及び政策提言事業
 - ⑥ 防犯環境の整備を目的とした地域の緑地保全及び環境美化事業
 - ⑦ 情報通信技術を活用した地域安全情報の発信事業
 - ⑧ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品販売事業
 - ② 広告掲載事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第44条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定による書面での表決に代えて、電磁的方法（電子メール等）により表決することができる。

4 前2項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第48

条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の目的、内容、日時及び場所を、開催日の少なくとも5日前までに、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席理事数（書面表決者又は電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の事業に係る会計は、次のとおり区分して管理する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計
- (2) その他の事業に関する会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第44条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(その他の事業の収益の取扱い)

第45条 その他の事業による利益が生じた場合は、特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

第8章 事業報告等

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

2 前項の書類のほか、役員名簿及び社員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席をした正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

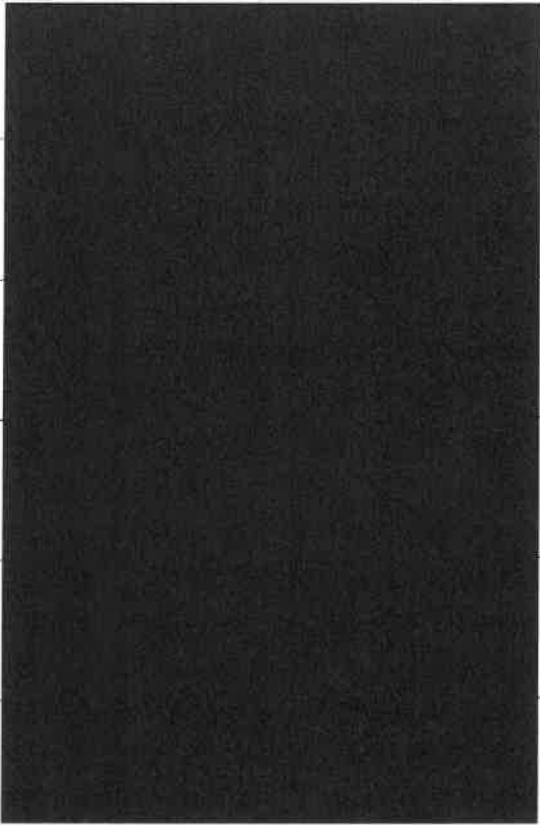
- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	石川 アレキサンダー玲
理事	上野 直樹
理事	中野 すばる
同	大平 哲司
同	木下 伸雄
監事	石川 のり子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 2,000円 正会員会費 年額 3,000円
 - (2) 賛助会員入会金 0円 賛助会員会費 年額 1,000円（1口）

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 みのお防犯防災の会

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	いしかわ あれきさんだーれい 石川 アレキサンダー玲		無
理 事	うえの なおき 上野 直樹		無
理 事	なかの すばる 中野 すばる		無
理 事	おおひら てつじ 大平 哲司		無
理 事	きのした のぶお 木下 伸雄		無
監 事	いしかわ のりこ 石川 のり子		無

設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人みのお防犯防災の会
設立代表者 石川アレキサンダー玲

1 趣 旨

ライフスタイルの変化により地域住民のつながりが希薄化する中、犯罪の未然防止に向けた自主的な防犯活動が重要視されています。また自然災害の頻発により地域社会の防災意識の向上も喫緊の課題です。大阪府箕面市においても、安全なまちづくりのためには行政による公助だけでなく、住民自らが地域を守る組織的な防犯防災活動が不可欠です。

本法人は箕面市民及び地域利用者に対し、地域安全パトロールや防犯・防災の啓発を推進します。特に、環境整備を目的とした緑地保全や環境美化は地域の死角をなくし、犯罪を抑制する効果が高く、良好な景観維持と持続可能な社会形成に寄与します。さらに ICT を活用した迅速な情報発信や外国人住民への防災支援を通じ、地域住民及び来訪者の安全・安心に広く寄与するものであると確信しております。

今後、警察や行政等の関係諸機関と密接に連携し、公共性の高い活動を継続するには、組織としての社会的信用を確立することが不可欠です。また、契約責任を明確にし、透明性の高い情報公開を行うことで、より多くの市民の賛同と参画を得るため、特定非営利活動法人格を取得するに至った次第です。

2 申 請 に 至 る ま で の 経 過

本法人の設立発起人は、これまで箕面市において個別に地域安全や環境保全に携わってまいりました。しかし、個人の活動には限界があり、防犯を主軸に防災や美化を組み合わせた恒久的な組織の必要性を痛感いたしました。

令和8年2月より有志で設立の検討を開始し、同年3月には定款の作成及び事業計画の策定等、運営体制の準備を進めてまいりました。令和8年3月20日、ここに設立総会を開催し、特定非営利活動法人みのお防犯防災の会を設立し、法人格取得の申請を行うことを決定いたしました。

初 年 度 事 業 計 画 書

成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 みのお防犯防災の会

I 事業の実施方針

設立初年度は組織基盤の確立と会員拡大を優先し、持続可能な範囲で活動を開始する。防犯を主軸とした地域パトロールおよび情報の提供に注力し、地域社会の安全・安心に寄与する。その他の事業については、本年度は実施予定無しとする。

II 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

①地域安全パトロールおよび防犯・防災活動事業

- 【内 容】 箕面市内における徒歩・車両パトロール、不審者・危険箇所の点検
- 【実施場所】 大阪府箕面市内
- 【実施日時】 月1回程度（地域行事や登下校時間帯等に合わせ実施）
- 【事業の対象者】 箕面市民および地域利用者
- 【収 益】 195 千円（入会金・会費・寄附金）
- 【費 用】 170 千円（消耗品費内訳：ユニフォーム費用5万円、
備品費内訳：反射ベスト費用2万円、トランシーバー費用10万円）

②地域住民に対する安全・安心啓発および情報の提供事業

- 【内 容】 SNS等を活用した地域安全情報の周知、防犯防災マニュアルの配布
- 【実施場所】 大阪府箕面市内およびウェブサイト
- 【実施日時】 随時（必要に応じて適宜発信）
- 【事業の対象者】 箕面市民および地域利用者
- 【収 益】 0 千円
- 【費 用】 20 千円（広報費内訳：ウェブサイト制作・維持費2万円）

③地域住民、行政及び関係諸機関との連携による防犯ネットワーク構築事業：当該年度は実施予定なし

④多文化共生を基盤とした外国人住民への防災支援事業：当該年度は実施予定なし

⑤地域安全に関する調査研究及び政策提言事業：当該年度は実施予定なし

⑥防犯環境の整備を目的とした地域の緑地保全及び環境美化事業：当該年度は実施予定なし

⑦情報通信技術を活用した地域安全情報の発信事業：当該年度は実施予定なし

⑧その他この法人の目的を達成するために必要な事業：当該年度は実施予定なし

(2) その他の事業

①物品販売事業：当該年度は実施予定なし

②広告掲載事業：当該年度は実施予定なし

翌年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 みのお防犯防災の会

I 事業の実施方針

前年度の活動実績を踏まえ、持続可能な運営体制を維持しつつ、地域ネットワークの深化を図る。防犯パトロールの定着を目指すとともに、ICTを活用した安全情報のリアルタイム発信を強化する。また、外国人住民への防災支援についても啓発事業を通じて検討・準備を行う。その他の事業については、引き続き実施予定無しとする。

II 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

①地域安全パトロールおよび防犯・防災活動事業

- 【内 容】 箕面市内の通学路、公園周辺等の定期パトロール、危険箇所の点検
- 【実施場所】 大阪府箕面市内
- 【実施日時】 月1〜2回程度（夜間や帰宅時間帯等を中心に実施）
- 【事業の対象者】 箕面市民および地域利用者
- 【収 益】 360 千円（入会金・会費・寄附金）
- 【費 用】 185 千円（消耗品費内訳：ユニフォーム費用12.5万円、
備品費内訳：ボディカメラ費用3万円、研修費用3万円）

②地域住民に対する安全・安心啓発および情報の提供事業

- 【内 容】 SNS等を活用した地域安全情報の周知、多言語対応を含む啓発資料の作成
- 【実施場所】 大阪府箕面市内およびウェブサイト
- 【実施日時】 随時（必要に応じて適宜発信）
- 【事業の対象者】 箕面市民および地域利用者
- 【収 益】 0 千円
- 【費 用】 20 千円（広報費内訳：ウェブサイト制作・維持費2万円）

③地域住民、行政及び関係諸機関との連携による防犯ネットワーク構築事業：当該年度は実施予定なし

④多文化共生を基盤とした外国人住民への防災支援事業：当該年度は実施予定なし

⑤地域安全に関する調査研究及び政策提言事業：当該年度は実施予定なし

⑥防犯環境の整備を目的とした地域の緑地保全及び環境美化事業：当該年度は実施予定なし

⑦情報通信技術を活用した地域安全情報の発信事業：当該年度は実施予定なし

⑧その他この法人の目的を達成するために必要な事業：当該年度は実施予定なし

(2) その他の事業

- ①物品販売事業：当該年度は実施予定なし
- ②広告掲載事業：当該年度は実施予定なし

(定款にその他の事業の定めがある場合の活動予算書)

初年度活動予算書

成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人みのお防犯防災の会

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取入会金	30,000		30,000
正会員受取会費	45,000		45,000
賛助会員受取費	20,000		20,000
2.受取寄附金			
受取寄附金	100,000		100,000
施設等受入評価益	0		0
3.受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4.事業収益	0		0
5.その他収益	0		0
受取利息			
雑収益			
経常収益計	195,000		195,000
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費	0		0
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		0
(2) その他経費			
消耗品費	50,000		50,000
備品費	120,000		120,000
通信運搬費			
その他経費計	170,000		170,000
事業費計	170,000		170,000
2.管理費			
(1) 人件費	0		0
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		0
(2) その他経費			
広報費	20,000		20,000
その他経費計	20,000		20,000
管理費計	20,000		20,000
経常費用計	190,000		190,000
当期経常増減額	5,000		5,000
III 経常外収益			
1.固定資産売却益			
.....			
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1.過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計	0		0
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	5,000		5,000
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			5,000

※当該年度はその他事業の実施を予定していません。

(定款にその他の事業の定めがある場合の活動予算書)

2027年度活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人みのお防犯防災の会

(単位:円)

科目	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取入会金	20,000		20,000
正会員受取会費	105,000		105,000
賛助会員受取費	35,000		35,000
2.受取寄附金			
受取寄附金	200,000		200,000
施設等受入評価益	0		0
3.受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4.事業収益	0		0
5.その他収益	0		0
受取利息			
雑収益			
経常収益計	360,000		360,000
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費	0		0
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		0
(2) その他経費			
消耗品費	125,000		125,000
研修費	30,000		30,000
備品費	30,000		30,000
その他経費計	185,000		185,000
事業費計	185,000		185,000
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		0
(2) その他経費			
広報費	20,000		20,000
その他経費計	20,000		20,000
管理費計	20,000		20,000
経常費用計	205,000		205,000
当期経常増減額	155,000		155,000
III 経常外収益			
1.固定資産売却益			
.....			
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1.過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計	0		0
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	155,000		155,000
前期繰越正味財産額	5,000		5,000
次期繰越正味財産額			160,000

※当該年度はその他事業の実施を予定していません。